

技 第 0 1 0 8 0 0 0 1 号
平成 3 1 年 1 月 8 日

県土整備部各課室長
各振興局建設部長
海南工事事務所長
南紀白浜空港管理事務所長
和歌山下津港湾事務所長
農業農村整備課長
管財課長
環境生活総務課長
県民生活課長
青少年・男女共同参画課長
公営企業課長
教育庁教育総務局総務課長
警察本部警務部会計課長

様

県 土 整 備 部 長
(公印省略)

県発注工事における社会保険等未加入対策について

標記については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から取り組んできたところですが、今般、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、入札参加資格審査で、社会保険等未加入業者を排除するとともに、県が発注するすべての建設工事において、社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とする取組を進めてきたところですが、このたび、社会保険等未加入建設業者との下請契約（二次以下の下請契約を含む。以下同じ。）を原則禁止とすることとしたので、適正に運用されるようお願いいたします。

記

1. 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

- (1) 建設工事入札参加資格審査において、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を欠格として当該資格の認定を行わないこととし、社会保険等未加入建設業者の排除を行うものとする。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 県発注工事の入札公告に、以下の文言を記載することとする。

また、随意契約（緊急の必要により競争に付することができない場合において行われるものを除く。）の実施に当たっても、一般競争入札に準じて取り扱うこととする。

(○) 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

平成31年4月1日以降に入札公告を行うすべての建設工事について、下請契約の請負代金の額にかかわらず、下請契約を締結する場合において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としないこととする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督員は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとし、社会保険加入・未加入及び適用除外業者にかかわらず、当該下請契約の契約書、施工体制台帳（再下請通知書を含む。）の写しを契約担当課に送付するものとする。

契約担当課は、施工体制台帳の写しにより加入状況を確認するものとする。

下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合、契約担当課は、受注者に対し、書面（別記様式2）にて当該社会保険等未加入業者に速やかに（概ね7日間とする。）届出の義務を履行させることを誓約する書面（別記様式3）を提出させ、併せて、一定の期間（概ね60日間とする。）を指定しその期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、確認書類（未加入から加入になった場合において、健康保険及び厚生年金保険にあっては、「領収書」（参考資料①）、「社会保険料納入証明（申請）書」（参考資料②）又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（参考資料③）、雇用保険にあっては、「領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」（参考資料④）又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」（参考資料⑤）、また、未加入から適用除外になった場合は、「社会保険等に関する誓約書」（別記様式1））を提出するよう通知すること。

なお、この際、発注者が指定する期間内に誓約書の提出がない場合、又は誓約書の提出はあったが、発注者の指定する期間内に確認書類の提出がない場合には建設

工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

また、未加入から適用除外になった場合において、確認書類である誓約書は下請業者から徴するものであること。

(2) 社会保険等未加入建設業者の加入の確認等

社会保険等未加入建設業者である下請業者が加入又は適用除外となった場合は、契約担当課は受注者から確認書類を提出させ加入確認を行うものとする。

(3) 技術調査課への通報

契約担当課は、2.(1)の場合において、社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号、住所、電話番号及び当該工事の発注者名、工事名を技術調査課建設業班に通報するものとする。

なお、その際には、施工体制台帳、別記様式2による指導書及び再下請負通知書の写しを添えるものとする。

3. 低入札価格調査における社会保険等未加入建設業者の排除

1.(2)に定める工事が低入札価格調査の対象となり、調査対象となった入札者（以下「低入札者」という。）又はその一次下請予定業者が社会保険等未加入建設業者と認められた場合は失格とする。低入札価格調査における社会保険等未加入建設業者の排除に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

低入札価格調査の事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、低入札者から提出された低入札価格調査実施要領の12の各号に掲げる調査様式（以下「低入札価格調査報告書」という。）について、低入札者及びその一次下請予定業者が社会保険等未加入業者に該当するか確認するものとし、確認した全ての業者のうち一者でも該当する場合は失格とする。また、この場合速やかに事務担当者は、低入札価格調査報告書の写し（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）を契約担当課に送付するものとする。

(2) 技術調査課への通報

契約担当課は、3.(1)の場合において、社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号、住所、電話番号及び当該工事の発注者名、工事名を技術調査課建設業班に通報するものとする。

なお、その際には低入札価格調査報告書の写しを添えるものとする。

4. 社会保険等担当部局への通報

技術調査課建設業班は、契約担当課から社会保険等未加入建設業者の通報を受けたときは、建設業許可申請時及び経営事項審査時等と同様に社会保険等担当部局への通

報等を行うものとする。

5. 社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした場合の受注者（元請業者）に対する入札参加資格停止

契約担当課は、下請業者が社会保険等未加入建設業者（発注者の指定する期間内に誓約書の提出がない場合、又は誓約書の提出はあったが、発注者の指定する期間内に確認書類の提出がない場合に限る。）に該当する場合は、当該受注者について、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱第3条第1項に基づき、技術調査課契約管理班にその旨を報告するものとする。

6. その他

工期中及び工事完成後に、下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、2、4及び5の規定に準じて取り扱うものとする。

(別記様式1)

社会保険等に関する誓約書

私(当社)は、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
 その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため。
 その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号 () -

印

(別記様式2)

第 号
平成 年 月 日

様

和歌山県 ○○ 長

下請契約者に関する社会保険等加入について（通知）

○○年度○○第○○号○○○○工事に係る下請者「□□□」について、提出された施工体制台帳にて確認したところ、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、△△法第△条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことを確認しました。

つきましては、 年 月 日（概ね7日間とする。）までに「□□□」が△△法第△条の規定による届出の義務を履行することを誓約する書面（別記様式3）を提出してください。

また、 年 月 日（概ね60日間とする。）までに「□□□」が△△法第△条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、指定する期間内に誓約書及び確認書類の提出がない場合には、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することになりますので、併せて通知します。

(別記様式3)

下請契約者の社会保険等加入に関する
誓約書

私(当社)は、 年 月 日付け 第 号で通知の
あった下請契約者に関する社会保険等加入について、 年
月 日までに下請契約者「 」が 法第 条の規定
による届出の義務を履行することを誓約します。

年 月 日

(発注者)

和歌山県知事 様

(受注者)

所在地

事業者名

代表者名

電話番号 () ー

印